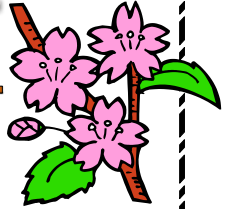


鹿屋市子ども医療費助成制度が変わります

“中学校卒業”まで医療費助成が受けられます



制度改正について

平成26年4月1日診療分から、鹿屋市子ども医療費助成制度の対象が拡大されます。これまで小学校卒業までのお子様(小学生は入院分のみ)を助成対象としていましたが、制度改正後は対象年齢が拡充され、中学生のお子様まで助成対象となります。



改正内容

	改正前	改正後
未就学児	外来・入院分を助成	外来・入院分を助成
小学生	入院分のみ助成	外来・入院分を助成
中学生	助成なし	外来・入院分を助成

※病院・薬局・歯科等を受診した際の保険診療における自己負担金額が助成対象です。
 ※助成対象となるのは、15歳に達した日以後の最初の3月31日までのお子様です。



制度改正
(平成26年4月1日)

	H26年2月 診療分	H26年3月 診療分	H26年4月 診療分	H26年5月 診療分	H26年6月 診療分	H26年7月 診療分
未就学児	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成
小学生	入院分のみ助成	入院分のみ助成	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成
中学生	助成なし	助成なし	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成	入院・外来分を助成



入院・外来分を助成



医療費助成を受けるためには受給資格登録が必要です

●【既に受給資格をお持ちのお子様】

平成26年3月末時点で、“未就学児”並びに“小学生”で受給資格者証(ピンク色又は青色のハガキサイズのカード)を既にお持ちのお子様につきましては、登録手続き等は必要ありません。4月上旬までに制度改正後の新しい受給資格者証(オレンジ色)を保護者様宛に郵送します。

●【受給資格をお持ちでないお子様】

平成26年3月末時点で、“受給資格者証(ピンク色又は青色のハガキサイズのカード)をお持ちでないお子様”並びに“受給資格者証を持っているがすでに有効期限が切れているお子様”につきましては、医療費助成を受けるためには新たに登録申請が必要となります。対象となるお子様につきましては、5月までに登録申請の案内を保護者様宛に郵送しますので内容をご確認の上、お手続きをお願いします。



4月以降の診療分の医療費助成申請方法について

●新しい受給資格者証を受領次第、次の手続きにより申請することになります。

- 医療機関で申請する場合…新しい受給資格者証を提示し、医療機関窓口においてある自己負担額支払明細個票を記入のうえ、〇月分を申請する旨を伝えます。
- 市窓口で申請する場合…保険点数・自己負担金額の確認できる領収書と新しい受給資格者証を提示し申請書を記入します。

※いずれの方法でも、診療月の翌月から6ヶ月以内であれば申請を受付けることができます。
 ※新しい受給資格者証がお手元に届くまでの間、医療機関で発行された領収書は大事に保管しておいてください。(紛失された場合、助成金の申請ができない場合があります)

※次の方々は子ども医療費助成の対象者ではありません

ひとり親家庭医療費受給者、重度心身障害者医療費受給者、生活保護受給者、乳児院などの施設に入所している人、里親などへ委託されている人など

【問い合わせ先】市子育て支援課(1階 18番窓口) ☎0994-31-1134